

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例の改正について（議案第159号）

道路管理課

1 改正の理由

道路占用料の改定に併せて、流水占用料等及びその算定基準を見直すため、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 流水占用料及び土地占用料を次のとおり改める。

(単位：円)

区分	種別	単位	金額（1年につき）	
流水占用料	鉍工業用水	毎秒1リットル	4,330	
土地占用料	農地	1平方メートル	18	
	宅地（敷地通路等）	1平方メートル	営利用	250
			非営利用	140
	第1種電柱	1本	510	
	第2種電柱	1本	790	
	第3種電柱	1本	1,100	
	第1種電話柱	1本	460	
	第2種電話柱	1本	730	
	第3種電話柱	1本	1,000	
	その他の柱類	1本	46	
	公衆電話所	1個	910	
	鉄塔敷	1平方メートル	910	
	諸管埋設	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	19
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		1メートル	27	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		1メートル	41	
外径が0.15メートル		1メートル	55	

	以上0.2メートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	190
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	270
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	550
	宅地（用途廃止申請物件）	1平方メートル	営利用 660 非営利用 380
	日除け	1平方メートル	営利用 250
	上空通路	1平方メートル	非営利用 140
	看板	1平方メートル	
	その他の工作物	1平方メートル	
	その他	その都度市長が定める単位及び額	

(2) 土地の占有期間が1か月未満である場合の土地占用料の額は、1か月として計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 施行期日

令和3年4月1日